

秋田市告示第14号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和6年1月25日

秋田市長 穂 積 志

| 事業所名称 | 廃止年月日 |
|-----------|------------|
| 石田医院 | 令和5年10月15日 |
| 泉皮膚科クリニック | 令和5年10月31日 |
| おのば薬局 | 令和5年9月30日 |
| あけぼの薬局 | 令和5年9月30日 |